

運営指導状況について

1 指導監査とは

(1) 目的

介護保険施設等の介護給付対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図り、適切な介護サービスの提供の促進と不正請求などの未然防止に努める。

(2) 指導監査の種類

【集団指導】 介護保険施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により実施。

【実地指導】 介護保険施設等の事業所において実施。

※ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者は、概ね3年に1回以上実施。

【監 査】 指定基準違反等の場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施。

2 平成30年度地域密着型サービス事業者等運営指導数

事業所の種類	事業所総数 R1.10.31 現在	平成30年度 指導実施数	指導項目数			
			人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準	介護給付費の算定・取扱
グループホーム	31	7	4	1	26	7
地域密着型通所介護	27	10	11		29	13
認知症対応型通所介護	8	4	4		10	2
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	3	1		12	1
地域密着型特定施設 小規模特別養護老人ホーム	5	2	1		11	2
居宅介護支援事業所	48	12	6		53	6
計	133	38	27	1	141	31

3 地域密着型サービス事業所の主な指導内容（平成 30 年度）

人員に関する基準

【職員の休憩時間について】

（事例）・勤務時間が 6 時間以上 8 時間未満の職員の休憩時間が 30 分となっていることが確認された。

休憩時間については、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に確保すること。

【職員の配置について】

（事例）・勤務表に職種ごとの勤務時間の記載がなく、職種ごとの人員配置を確認できる状態になっていなかった。

職種ごとに勤務時間を記載し、人員基準を満たしていることを確認できるようにすること。

設備に関する基準

【事業所の設備について】

（事例）・事業所の手すりが緩くなっていることが確認された。

利用者が手すりを使用する際に外れ、転倒する危険性があるため早急に修理すること。

運営に関する基準

【職員の健康診断について】

（事例）・夜勤のある職員の健康診断が年 1 回となっていることが確認された。

職員の健康管理のため、1 年以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を実施し、夜勤のある職員に対しては、6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を実施すること。また、介護業務に常時従事する職員については、腰痛に関する健康診断を実施するよう努めること。

【介護計画の作成について】

(事例)・居宅サービス計画と個別計画の整合性が図れていないものが確認された。
個別計画は居宅サービス計画に沿って作成すること。

(事例)・個別計画の利用者同意について、代筆者である家族等の氏名及び押印のみ
のものが散見された。

利用者の家族等が代筆する場合は、利用者と代筆者の氏名の両方を記載し、代筆者
には利用者との関係を示す続柄を記載すること。

(事例)・個別計画の内容が、アセスメントで見出された課題を踏まえた内容となっ
ておらず、漫然と前回の個別計画が継続されていた。また、個別計画に記
載されている課題や目標に対しての、サービスの実施状況や達成状況等の
記載がなく、計画に対する評価の理由が不明なものが散見された。

計画に対する評価の理由がわかるようサービス提供の具体的な内容の記録を残す
こと。

【重要事項説明書について】

(事例)・介護報酬改定により、追加された新規加算が重要事項説明書に記載されて
いなかった。

利用者へ請求する加算等は、すべて重要事項説明書に記載し、利用者又はその家族
に対し説明し同意を得ること。

【研修の機会の確保について】

(事例)・研修等については年間計画を立て実施しているが、行った内容の記録がさ
れていないことが確認された。

職員の質の向上のため、研修の機会を設けることとしており、また、参加できなか
った職員にも周知できるように研修内容の報告書を作成すること。

【非常災害対策について】

(事例)・避難訓練は実施されていたが、実施した際の報告書が確認できなかった。

反省点や改善点等を記載した報告書を作成し、職員への周知のうえ、非常災害対策
について万全を期すこと。

【身体拘束の適正化について】

(事例)・身体的拘束等の適正化のための指針は作成されているが、指針に盛り込むべき項目が盛り込まれていなかった。また、身体的拘束等の適正化のための対策検討する委員会が開催されていないことが確認された。

指針に必要な項目を盛り込み、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、職員に周知徹底を図ること。

【地域との連携等について】

(事例)・運営推進会議は概ね6ヶ月に1回以上実施されているが、資料が綴られているのみで報告書等の書類が確認できなかった。

会議の中で出た意見や要望等を記載した報告書等を作成し公表も行うこと。

【掲示について】

(事例)・運営規程等が自由に見られる状態になっていなかった。

利用申込者のサービスの選択に資する重要な事項なため、見やすいところに掲示するなど自由に見られる状態にしておくこと。

介護給付費の算定及び取り扱い

【介護計画書について】

(事例)・個別計画の同意を得る前にサービス提供を行っているものが確認された。

サービス提供は個別計画の同意を得たうえで提供するものであり、同意を得ていなければ介護サービス事業として成立しないため、個別計画の同意を得る前に提供した介護サービス費については、自主点検の上、返還等必要な措置を講じること。

【看取り介護加算について】

(事例)・看取り加算の算定要件に、入居の際に看取り指針について本人・家族へ説明の上同意を得ることとされているが、当該運用が行われていないことが確認された。

リビングウィルの観点からも、事前に看取り介護の取扱を説明することは重要であるため、今後新たに入居される方に対しては当該運用を徹底するとともに、現在入居している方に対しても速やかに同意を得ること。

4 居宅介護支援事業所の主な指導内容（平成 30 年度）

人員に関する基準

（事例）・出勤簿と勤務表は作成されているが、一部不整合なものが見受けられ、常勤換算後の人数の確認も行われていなかった。

出勤簿と勤務表の整合性を図り、また、常勤換算後の人数は、基本報酬に影響する重要なものであることから確認を行うこと。

運営に関する基準

（事例）・居宅サービス計画が介護給付のみの計画となっている事例が確認された。

居宅サービス計画の作成に当たっては、介護給付等対象以外の保健医療サービス又は福祉サービスによるサービス等の利用も含めて、総合的な計画を作成するように努めること。

（事例）・居宅サービス計画に医療サービスを位置づける場合において、主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとされているが、訪問看護や訪問リハビリを位置づけた利用者について、主治医等の指示が確認できない事例が確認された。

適切に確認を行うとともに、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めること。また、意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画を交付すること。

（事例）・居宅サービス事業所等の個別計画を把握していない事例を確認した。

居宅サービス計画に位置づけたサービス事業者等に対して、介護計画（福祉用具、訪問介護、通所介護の個別計画等）の提出を求めること。

（事例）・居宅サービス計画の交付や個別計画入手など、サービス事業所等との提供に関する記録がない事例が確認された。

利用者に対する居宅介護支援の経過やサービス事業所等との連絡調整など支援経過票に記録すること。

（事例）・研修等を行っているとのことだが、行った内容の記録が確認できなかった。

研修についての報告書を作成するとともに、参加できなかった職員にも周知のうえ、職員の質の向上を図ること。

また、北見市の条例にて、毎年1回以上、高齢者虐待防止を図るための研修の実施をすることを義務づけていることから、当該研修も実施すること。